

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社情報セキュリティに関する基本方針

制定 平成 29 年 5 月 26 日理事会決定

公社は、情報セキュリティに関する対策について、以下のとおり基本方針を定める。

1 情報セキュリティに関する対策の実施

公社は、情報資産の漏えい、破壊および改ざんならびに不正アクセス、コンピュータウィルスの侵入等の脅威から情報資産を保護するため、物理的、人的および技術的観点から、必要な情報セキュリティに関する対策を実施します。

2 規程の整備

公社は、情報セキュリティに関する対策を実施するに当たり、別途「情報セキュリティに関する規程」を定めて、公社が保有する情報資産の適正な取扱いを確保します。

3 情報セキュリティ管理体制の構築

公社は、情報セキュリティに関する対策を適切に推進するための管理体制を構築します。

4 情報セキュリティに関する教育

公社は、情報セキュリティに関する研修および啓発を実施します。

5 継続的見直し

公社は、情報セキュリティに関する取組を継続的に見直し、その改善に努めます。